

別 添

- 一 退職給付会計に係る税務上の取扱いの基本的考え方
会計制度の変更に伴い平成12年4月1日以後開始する事業年度から退職給付会計が適用されることとなった。
この退職給付会計に係る税務上の取扱いは、現行税法に照らせば以下のとおりとなる。

1 現行税法の具体的な取扱いの概要

退職給付金等に係る現行税法の具体的な取扱いは、次のとおりである。

- ① 退職給与引当金……法人税法（以下「法」という。）第54条第1項《退職給与引当金》に規定する繰入限度額の範囲内で損金算入が認められる。
- ② 適格退職年金の掛金……法人税法施行令（以下「令」という。）第135条《適格退職年金契約等の掛金等の損金算入》の規定に基づき拠出時に損金算入となる。
- ③ 厚生年金の保険料又は厚生年金基金の掛金若しくは徴収金（以下「保険料等」という。）……法人税基本通達（以下「基通」という。）9-3-2《社会保険料の損金算入の時期》に基づき掛金等の計算期間の末日の属する事業年度の損金算入が認められる。

なお、次のことに留意する必要がある。

- (a) 適格退職年金の掛金又は厚生年金又は厚生年金基金の保険料等の損金算入は、損金経理が要件とされていないことから、会計処理のいかんにかかわらず損金算入をすることになる。
- (b) 退職給付に係る会計基準の適用初年度における会計基準変更時差異の金額は15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理（「(借方)退職給付費用/(貸方)退職給付引当金」）することとされているが、当該費用処理額が他の退職給付費用計上額と併せて、税務上の退職給与引当金の繰入限度額を超える場合には、その超える部分の損金算入は認められない。

（注）会計基準変更時差異とは、退職給付会計の導入に伴って生ずる引当不足額、すなわち主として企業年金の利回り低下、含み損等に起因するものであり、企業会計上、15年以内の均等償却が義務付けられているものである。

2 退職給与引当金の繰入れ

退職給付会計における退職給付引当金は、法人税法上の退職給与引当金に該当し、企業会計上の退職給付引当金を増加させる費用項目（勤務費用、利息費用、過去勤務債務の費用処理額、退職給付債務に係る数理計算上の差異の費用処理額及び会計基準変更時差異の費用処理額の合計額をいい、仕訳上、「退職給付費用」として計上される。）は、法第54条に規定する退職給与引当金勘定に繰り入れた金額に該当するものとして取り扱う。

3 退職給与引当金の取崩し

税法上の退職給与引当金は、①使用人の退職及び②累積限度額を超える場合以外の事由（いわゆる目的外）で取り崩した場合には、退職給与引当金の全額を取り崩すこととされている（法54③、令107①）。

このため、例えば、適格退職年金の掛金を拠出した場合に、「(借方)退職給付引当金/(貸方)現金預金」という仕訳を行うと、税法上（文理上）は目的外取崩しに該当することとなる。

（注）退職給付会計では、適格退職年金制度の掛金の要

積立額の計上に当たり、「(借方)退職給付費用/(貸方)退職給付引当金」という仕訳を行ってその繰入れを行うこととしていることから、掛金の拠出時には上記本文に掲げた仕訳を行い、退職給付引当金の取崩しを行うこととしている。このため、企業会計上は目的内取崩しとなるが、税法上（文理上）は目的外取崩しになるということになる。

ただし、退職給与引当金勘定のうちに税法（文理上）の繰入限度額（当期末要支給額の33%相当額）を超える部分の金額、すなわち有税部分の引当金がある場合に、取り崩した引当金をこの範囲で確定申告書において損金算入したときは、これを認めることとしている（基通11-4-16）。

したがって、有税部分の引当金を取り崩したものとして確定申告が行われている場合には、その部分については、目的外取崩しとは取り扱われないことになる。

（注）退職給付引当金について、仮に、期中の減額処理（取崩し処理）を一切行わず、前期末と当期末の要積立額の差額を「(借方)退職給付費用/(貸方)退職給付引当金」として期末処理のみを行っている企業がある場合には、その企業においては、税法上の目的外取崩しといった問題は生じないことになる。

4 外部拠出の企業年金との区分

企業会計上の退職給付引当金は、①企業等の事業主が直接支給する退職金部分（企業内年金の部分を含む。以下同じ。）と②外部拠出の企業年金部分とを区分しないで処理することを認めている。

一方、税務上は上記1のとおり、事業主が直接支給する退職金部分のみを退職給与引当金の対象とし、外部拠出の企業年金は拠出時にその掛金等の損金算入を認めるという仕組みとなっている。

そこで、法人が、企業会計上の退職給付引当金について、①事業主が直接支給する退職金部分と②外部拠出の企業年金部分とに区分した場合には、区分計算書（明細書）を法人税の確定申告書に添付することを条件に、上記①の事業主が直接支給する退職金部分に係る退職給付引当金のみを税務上の退職給与引当金として取り扱うこととした。

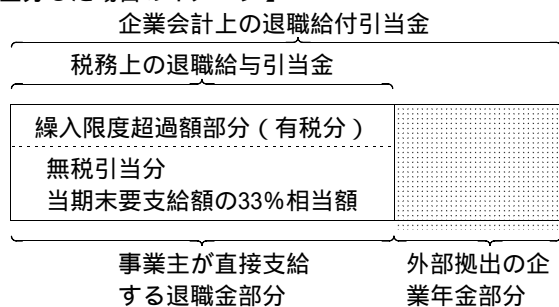
このように区分した場合には、企業会計上、外部拠出の企業年金部分に係る退職給付引当金の繰入れ又は取崩しが行われたとしても、税務上は退職給与引当金の繰入れ又は取崩しとして取り扱わないこととし、法人税の所得計算には全く影響をさせないこととした（繰入損は全額損金不算入、取崩益は全額益金不算入）。

（注）このように区分することの実益は、外部拠出の企業年金に係る掛金等の拠出時の処理（退職給付引当金の取崩し）を税務上の退職給与引当金の処理（取崩し）と切り離すことにより、上記3で述べたような税務上の目的外取崩しの事態を発生させないようにすることにある。

なお、区分計算に当たって、個々に区分することが困難な繰入費用等については、継続適用を条件として、退職給付債務の現価比等の合理的な比率によって按分することになる。

区分した場合のイメージは、次ページ参照。

【区分した場合のイメージ】



5 退職給付信託に係る取扱い

退職給付信託を設定した場合、退職給付会計においては「（借方）退職給付引当金 / （貸方）信託拠出資産・退職給付信託設定損益」の仕訳が行われる。この仕訳は税務上の目的外取崩しに該当するという見方もできる。

しかしながら、この仕訳は、信託した年金資産とこれと同額の退職給付信託における年金資産額（退職給付引当金）を貸借対照表上で相殺表示するためのものであるという企業会計上の前提に立てば、税務上問題は生じないことになる。すなわち、この方法は従前から認めている貸倒引当金を貸付金等から直接控除して表示する方法（取立不能見込額の脚注表示）と同様の表示方法であり、企業会計上は、期末における年金資産控除前の退職給付引当金残高とそれと相殺表示されている退職給付信託

における年金資産額（退職給付引当金）を計算書類の注記として記載し、税務上の退職給与引当金残高と純額表示されている貸借対照表上の退職給付引当金との関係を明らかにすることとしている。

（注）この仕訳が企業会計上の退職給付引当金の取崩しということであれば、税務上は目的外取崩しに該当することになるとともに、そもそも退職給付信託に対応する引当金は存在しないこととなり、この存在しない引当金を税務上損金に認めるという余地もないことになる。

なお、退職給付信託そのものに係る税務上の取扱いについては、公認会計士協会からの照会文書4《退職給付信託の税務上の取扱い》の(1)から(3)までを参照のこと。

二 設例1に基づく具体的な取扱い

公認会計士協会の照会文書には、法人税確定申告書に添付すべき明細書の記載例として、「設例1：退職一時金制度及び適格退職年金制度を有し、退職給付信託を設定していない場合の記載例」が添付されているが、これについての仕訳、申告書上の加減算の処理等は、次のとおりである。

1 添付される明細書記載例

公認会計士協会の照会文書には、次の明細書記載例：設例1が添付されている。

設例1の明細書記載例

(1) 退職一時金制度に係る退職給付引当金

	退職一時金制度に係る退職給付引当金	
	X 1 年度（適用初年度）	X 2 年度
(1)前期末残高	1,000,000	1,275,000
(2)退職給付費用合計	420,000	210,000
内 訳	①勤務費用	350,000
	②利息費用	20,000
	③過去勤務債務の費用処理額	0
	④数理計算上の差異の費用処理額	0
	⑤会計基準変更時差異の費用処理額	50,000
(3)退職金支給額	145,000	460,000
(4)期末残高（(1)+(2)-(3)）	1,275,000	1,025,000
(5)上記(4)のうち無税引当分	1,075,000	785,000

（注）退職金支給額のうち前期末要支給額は、X 1 年度145,000、X 2 年度 400,000である。

(2) 適格退職年金制度に係る退職給付引当金

	適格退職年金制度に係る退職給付引当金	
	X 1 年度（適用初年度）	X 2 年度
(1)前期末残高	0	392,000
(2)退職給付費用合計	2,392,000	1,845,000
内 訳	①勤務費用	2,200,000
	②利息費用	120,000
	③過去勤務債務の費用処理額	0
	④数理計算上の差異の費用処理額	0
	⑤会計基準変更時差異の費用処理額	100,000
	⑥期待運用収益	28,000
(3)掛金拠出額	2,000,000	1,500,000
(4)期末残高（(1)+(2)-(3)）	392,000	737,000

2 X1年度の仕訳と税務上の取扱い等

この設例1に関するX1年度の企業会計上の仕訳と税務上の取扱い等は、次のとおりである。

(1) 退職一時金制度に係る退職給付引当金

会計処理	税務上の取扱い	仕訳No
① 退職金の支給 (借)退職給付引当金 145,000 (貸)現金 145,000	・退職金支給に伴う目的取崩しとなる。 【税務上の訂正仕訳】 { (借)退職金認容 145,000 (貸)取崩益計上漏れ 145,000 }	仕訳省略
② 退職給付費用の発生 (借)退職給付費用 420,000 (貸)退職給付引当金 420,000	・退職給与引当金の繰入れとなり、繰入限度超過額200,000を四表加算する。 【税務上の訂正仕訳】 (借)退職給付引当金 200,000 (貸)引当金繰入限度超過 200,000 (注)X1年度の繰入限度超過額は200,000であった。	①

(注) 仕訳No欄の番号は、後掲する「5 設例1に関する法人税申告書四表及び五表の申告調整」の申告書別表4及び別表5の該当欄を示し、仕訳省略とは、課税所得に影響を与えず、かつ、別表4及び別表5にも影響を与えないものにつき税務上の仕訳を省略するものである。以下同じ。

(2) 適格退職年金制度に係る退職給付引当金

会計処理	税務上の取扱い	仕訳No
① 掛金の拠出 (借)退職給付引当金 2,000,000 (貸)現金 2,000,000	・適格退職年金の掛金は、拠出時の損金の額に算入する。(四表減算) 【税務上の訂正仕訳】 (借)適年掛金認容 2,000,000 (貸)取崩益計上漏れ 2,000,000 { (借)有税取崩益認容 2,000,000 (貸)退職給付引当金 2,000,000 }	② 仕訳省略
② 退職給付費用の発生 (借)退職給付費用 2,392,000 (貸)退職給付引当金 2,392,000	・適格退職年金に係る退職給付費用は退職給与引当金の繰入損とししない。(四表加算) 【税務上の訂正仕訳】 (借)退職給付引当金 2,392,000 (貸)退職給付費用損金不算入 2,392,000	③

3 X1年度の税務処理の考え方等

この設例1に関するX1年度の税務処理に関する考え方等は、次のとおりである。

(1) 退職一時金制度に係る退職給付引当金

	退職一時金制度に係る退職給付引当金		
	X1年度(適用初年度)	税務処理の考え方等	
(1)前期末残高	1,000,000	—	
(2)退職給付費用合計	420,000 (a)	退職給付費用を退職給与引当金の繰入額として限度超過額を計算し、四表で加算(五表は退職給付引当金勘定)	
内 訳	①勤務費用		350,000
	②利息費用		20,000
	③過去勤務債務の費用処理額		0
	④数理計算上の差異の費用処理額		0
	⑤会計基準変更時差異の費用処理額	50,000	
(3)退職金支給額	145,000	「退職給付引当金/現金」の仕訳のため影響しない。	
(4)期末残高((1)+(2)-(3))	1,275,000	—	
(5)上記(4)のうち無税引当分	1,075,000	(4)-別表五(-)の期末分(その他分・一時金分)	

(注) 欄の記号は、後掲する申告書別表4の税務上の取扱い(説明文)と合致する。以下同じ。

(2) 適格退職年金制度に係る退職給付引当金

	適格退職年金制度に係る退職給付引当金	
	X 1 年度 (適用初年度)	税務処理の考え方等
(1)前期末残高	0	—
(2)退職給付費用合計	2,392,000	(b) 全額損金不算入のため四表で加算 (五表は退職給付引当金勘定)
内 訳	①勤務費用	2,200,000
	②利息費用	120,000
	③過去勤務債務の費用処理額	0
	④数理計算上の差異の費用処理額	0
	⑤会計基準変更時差異の費用処理額	100,000
	⑥期待運用収益	28,000
(3)掛金拠出額	2,000,000	(c) 全額損金算入漏れとなるため四表で減算 (五表は退職給付引当金勘定)
(4)期末残高 ((1)+(2)-(3))	392,000	—

4 X 2 年度の仕訳と税務上の取扱い等

以上がX 1 年度に関するものであるが、X 2 年度に関しても、企業会計上の仕訳と税務上の取扱い等を示すと、次のようになる。

(1) 退職一時金制度に係る退職給付引当金

会 計 処 理	税 務 上 の 取 扱 い	仕訳No
① 退職金の支給 (借) 退職給付引当金 460,000 (貸) 現金 460,000	・退職金支給に伴う目的取崩しとなるが、前期末要支給額の 400,000 を超える部分 (60,000) は繰入限度超過額の取崩しとして処理。(四表減算) 【税務上の訂正仕訳】 (借) 退職金認容 460,000 (貸) 取崩益計上漏れ 460,000 (借) 有税取崩益認容 60,000 (貸) 退職給付引当金 60,000	仕訳省略 ④
② 退職給付費用の発生 (借) 退職給付費用 210,000 (貸) 退職給付引当金 210,000	・退職給与引当金の繰入れとなり、繰入限度超過額 100,000 を四表加算する。 【税務上の訂正仕訳】 (借) 退職給付引当金 100,000 (貸) 引当金繰入限度超過 100,000 (注) X 2 年度の繰入限度超過額は、100,000 であった。	⑤

(2) 適格退職年金制度に係る退職給付引当金

会 計 処 理	税 務 上 の 取 扱 い	仕訳No
① 掛金の拠出 (借) 退職給付引当金 1,500,000 (貸) 現金 1,500,000	・適格退職年金の掛金は、拠出時の損金の額に算入する。(四表減算) 【税務上の訂正仕訳】 (借) 適年掛金認容 1,500,000 (貸) 取崩益計上漏れ 1,500,000 (借) 有税取崩益認容 1,500,000 (貸) 退職給付引当金 1,500,000	⑥ 仕訳省略 ⑥
② 退職給付費用の発生 (借) 退職給付費用 1,845,000 (貸) 退職給付引当金 1,845,000	・適格退職年金に係る退職給付費用は退職給与引当金の繰入損としない。(四表加算) 【税務上の訂正仕訳】 (借) 退職給付引当金 1,845,000 (貸) 退職給付費用損金不算入 1,845,000	⑦

5 設例1に関する法人税申告書四表及び五表の申告調整

以上の結果から、設例1に関する法人税申告書別表四及び別表五の申告調整事項を抜粋すると、次のようになる。

【別表四】

		X 1 年度	X 2 年度	税 務 上 の 取 扱 い	仕 訳 No
加 算	退職一時金に係る退職給与引当金繰入限度超過額	200,000	100,000	(a)の金額(X 1 年度は420,000、X 2 年度は210,000)について、税務上の退職給与引当金に係る繰入限度超過額を計算する。(注1)	①⑤
	適格退職年金に係る退職給付費用否認	2,392,000	1,845,000	(b)の金額について、その全額を加算する。	③⑦
	加 算 合 計	2,592,000	1,945,000		
減 算	退職給与引当金繰入限度超過額戻入益認容	—	60,000	(注2)	④
	適格退職年金に係る掛金拠出額認容	2,000,000	1,500,000	(c)の金額について、その全額を減算する。	②⑥
	減 算 合 計	2,000,000	1,560,000		

(注)1 税務上の退職給与引当金繰入限度超過額は、X 1 年度は200,000、X 2 年度は100,000 であった。

2 X 2 年度の税務上の退職給与引当金の取崩しに当たり、要取崩額である前期末の要支給額 400,000 を超える部分は60,000であったが、X 1 年度により繰り越した退職給与引当金繰入限度超過額の部分を優先して取崩しているものとして処理した(法基11-4-16)。

【別表五(-)】 X 1 年度の場合

区 分	期 首	当期中の増減		利益処分	翌期首
退職給付引当金(その他分・一時金分)			① 200,000		200,000
退職給付引当金(その他分・適年分)		② 2,000,000	③ 2,392,000		392,000

【別表五(-)】 X 2 年度の場合

区 分	期 首	当期中の増減		利益処分	翌期首
退職給付引当金(その他分・一時金分)	200,000	④ 60,000	⑤ 100,000		240,000
退職給付引当金(その他分・適年分)	392,000	⑥ 1,500,000	⑦ 1,845,000		737,000